

「令和6年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

日 時	令和6年6月7日（金）午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所	横浜市役所 9階共用会議室
出席者	溝呂木啓之、伊東綾子、大久保芳樹、田中数馬、加藤精二、山田佐代子、中畑嗣哉、赤澤暁昌、伊藤琢也、田代さとみ、富高恵子（順不同）
欠席者	久世明香
開催形態	公開（傍聴者0名）
議 題	1 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について
決定事項	議題1 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画を案に沿って実施すること
資 料	1 次第 2 委員名簿 3 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について（資料1-1） 4 第10期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果（資料1-2） 5 令和5年度横浜市動物愛護管理業務実施結果（資料2） 6 令和6年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料3）
議 事	議題1 令和6年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について
	事務局 資料1-1に沿って説明。 資料1-2に沿って説明。 （質疑・意見）
	伊東委員 第1回研修会は市民向けセミナーを兼ねるとのことだが、市民向けの広報はどのように行う予定か。
	事務局 広報よこはま、SNS（X、インスタ）、ホームページや各区等でチラシ配布予定である。
	山田委員 事務局 動愛センターを会場として研修を実施する際には市民はどのくらい来るのか。 昨年度実績では、犬セミナーは60名程度、猫セミナーは40～50名程度参加している。 議題1について承認
事務局からの報告	
報告1 令和5年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について	
報告2 令和6年度横浜市動物愛護管理業務計画について	
事務局	資料2及び資料3に沿って説明。 （質疑・意見）
山田委員	動物取扱業の数は第二種の届出数は入れないのか。次年度は入れてほしい。
事務局	第二種については、例年掲載していない。次年度については検討する。
伊東委員	猫の苦情件数について、全体の苦情件数は前年度より減少しているが、臭気・毛の苦情が増えているのはなぜか。

事務局	苦情内容等は年によって多少変動がある。本結果について、例年と比較して大きな変化があったとは考えていない。
伊東委員	犬の収容頭数と返還・譲渡頭数は数が合うが、猫は収容頭数のほうが40頭くらい多い。動物愛護センターで保護している頭数が多いのか。
事務局	そのとおり。40～50頭がセンターで継続飼養となっている。
大久保委員	災害時のペット対策の拠点におけるペット同行避難取組状況について、飼育ルールの設定済み拠点数に対し、飼い主の会の結成拠点数が少ないのはなぜか。基本的には、飼い主の会を結成した上で飼育ルールを設定するのではないか。
事務局	飼育ルールの設定を、飼い主の会ではなく拠点運営委員会で設定していると考えられる。飼い主の会が結成されていない中で、運営委員会としても発災時にペット同行避難者が来ることを想定して事前に市が示した案を参考にルール設定をしていると考えられる。
大久保委員	同行避難の取り組みで一番重要なのは飼い主の会なので、発災時に機能できるよう飼い主の会を結成する取り組みを優先的に進めてほしい。
事務局	拠点ごとのペット防災への理解はまちまちで不十分なところもある。まず、拠点運営委員に一時飼育場所を設定していただき、その後、飼い主の会の結成や飼育ルールの設定への取り組みを進めていきたいと考えている。
田中委員	一時飼育場所設定済み拠点が半数近くになっておりいいことだと思うが、能登半島地震でも一般の方に拠点への同行避難についての周知が十分でなく、課題となった。関連部署と連携し、周知を徹底してほしい。
事務局	一般の方への周知は大きな課題だと認識しているので、取り組んでいきたい。
山田委員	飼育ルール設定済みの拠点について、作られたルールを市は確認しているのか。
事務局	区の生活衛生課が支援して進めていると考えている。
山田委員	近くの自治会のルールを見た時に、不足している箇所があった。サポートをお願いしたい。
加藤委員	区窓口で災害関係の動画を流している。簡潔で分かりやすかったので活用してほしい。
事務局	区で作成したものである。区間で資料共有しながら活用していきたい。
大久保委員	拠点の収容可能頭数は少ない。飼育ルールを設定しても全頭受け入れられるわけではなく、また飼育場所が屋外となると、同行避難の周知をしても、実際の飼い主のイメージと違う。飼い主の会を結成して運営委員会と話し合い、現実的なルールを定めていくべきである。
赤澤委員	一般の方への啓発について、SNSを活用して動物愛護週間のイベントの啓発を絡めて災害関係の周知を図るとよいと思う。
中畑委員	各区の担当者によって災害時のペット対策への取り組みの温度感が違うように思う。動物愛護センターから統一したノルマ等はないのか。
事務局	災害の取り組みについて、区間で情報共有する取り組みを始めた。今年度は、拠点の一時飼育場所の設定に力を入れる。各区に、今年度設定した拠点の一時飼育場所の報告を依頼した。また、能登半島地震の検証を行い、取り組みを進めていく。全庁的な取組や動物愛護センターから各区への周知等は月一回の職制会議で情報共有している。
山田委員	動物取扱業の施設検査数は、年に一回まではいかなくても、全施設回れているという理解で良いか。

<p>事務局</p> <p>大久保委員</p> <p>事務局</p> <p>大久保委員</p> <p>事務局</p> <p>山田委員</p> <p>事務局</p>	<p>飼い主不明猫の収容頭数のうち幼猫 176 頭は乳のみ猫か。 ミルクボランティアへの依頼状況について。 猫の返還数は増やせない状況があると思うが、返還されている場合は何をきっかけに返還できているのか。 動物取扱業については、毎年全施設に監視に行くのではなく、頭数が多いところや繁殖業者、苦情のある施設など、優先順位をつけて行っている。 そのとおり。特に頻回哺乳が必要な生後 1 週齢～ 4 週齢で収容された乳のみ猫は、基本的にミルクボランティアや登録団体にお声がけするようにしている。 ミルクボランティアについては、個人に預ける際は 2 頭程度。登録団体で人数、テクニックが豊富な所には複数頭お願いすることもある。 首輪や特徴的な猫種で返還に至るケースが多い印象である。</p> <p>適正飼育の普及啓発事業の適正飼育啓発事業 90 回というのは具体的にどのような内容か。</p> <p>個人譲渡時に実施する啓発回数を含む。</p> <p>飼育相談件数はどのくらいあるのか。その情報もあげてほしい。</p> <p>業務実施結果に掲載していないが、令和 4 年度実績で、犬 2,215 件、猫 2,717 件である。</p> <p>多頭飼育への取り組みは実施結果に入れないのか。他自治体は入れるようになってきた。</p> <p>今回はあくまで令和 5 年度の実施計画をふまえた実施結果である。今後の記載内容については、実施計画、結果を含めて検討する。</p>
<p>閉会</p>	